

令和8年第1回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和8年1月29日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度四万十町一般会計補正予算（第6号））	5
議案第1号	町道下津井十和線道路災害復旧工事請負契約の締結について	6
議案第2号	令和7年度四万十町一般会計補正予算（第7号）	別冊

〔被害車両：全損〕



〔事故当時の状況〕



令和7年6月18日午後8時5分頃、公用車を運転する四万十町職員が、十和地域での業務を終えて本庁までの帰路の途中、新開町三叉路交差点にて右折しようとして一時停止したところ、前方の対向車が1台通過した後にそのすぐ後ろを走行していた対向車に気が付かず右折して交差点に進入し、対向の直進車と衝突した。

相手車両には運転手と助手席に同乗者が、公用車には運転する職員のみが乗車しており、3名とも事故直後に病院に救急搬送されたが、診察を受けた後すぐに帰宅した。また、事故車両については双方とも自走不可能であり、当日中にレッカー移動されている。

事故後、町担当課が保険会社と協議をしながら、損害賠償の相手方を車両所有者・運転手・同乗者の3件に分けて保険金の支払いに向けた準備を進めており、今回の専決処分の報告は同乗者を対象とするものである。

① 車両への対応について

車両前方部分が大破し廃車となり、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づく賠償額は、車両時価価格530,000円で、車両に対する過失割合は95%と判断されたことから503,500円と決定し、令和7年8月6日の臨時議会において議決済である。

② 運転手への対応について

事故後、近隣の病院へ緊急搬送され、診察を受け、当日深夜そのまま帰宅している。その後、接骨院へ通院していたが、治療を終え10月23日付けで治療関係費等173,469円の賠償額の示談が成立し、令和7年12月3日の定例議会において専決報告済である。

③ 同乗者への対応について

事故後、運転手と同様に近隣の病院へ緊急搬送され、診察を受け当日深夜に帰宅している。胸部を打撲しており、その後接骨院等への通院治療と事故後数日間の休業などがあり、治療関係費等で208,185円の賠償額が確定した。

よって、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分すべき案件となり、12月19日付けで示談が成立したため、地方自治法第180条第2項の規定により本議会において報告をするものである。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度四万十町一般会計補正予算(第6号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和8年1月20日付けで専決処分に付した令和7年度四万十町一般会計補正予算第6号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

第51回衆議院議員総選挙が令和8年2月8日に執行されることに伴いまして、その執行経費について予算を編成する必要が生じたため、歳入歳出それぞれ27,000千円を追加計上したものです。

【補正内容】

令和7年度四万十町一般会計補正予算(第6号)第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

【根拠法令】

地方自治法(抜粋)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

■議案第1号 町道下津井十和線道路災害復旧工事請負契約の締結について

【要旨】

令和7年9月の台風15号により被災した町道下津井十和線の災害復旧工事について、一般競争入札（地域密着型）による入札の結果、落札した事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和7年度 7災 第91号 町道下津井十和線 道路災害復旧工事
工 事 場 所	四万十町 下津井 地内
契 約 の 金 額	132,275,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 12,025,000 円）
契 約 の 相 手 方	四万十町大正 230 番地 8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也
工 期	議決日の翌日から令和8年3月31日まで
工 種	土木一式工事
事 業 量	現場吹付法砕工 A=2,410 m ²

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

入札記録

工 事 名	町道下津井十和線 道路災害復旧工事		
工 事 番 号	令和7年度 7災 第91号		
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）		
開 札 日 時	令和8年1月20日 午前9時00分		
入 札 場 所	電子入札システム		
予 定 価 格 ①	136,422,000 円	最低制限価格	124,080,000 円
落札決定金額 ②	132,275,000 円	落札率	②/①= 96.96%
契 約 金 額	132,275,000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	12,025,000 円
請 負 者 名	高知県高岡郡四万十町大正230番地8 株式会社 田邊建設		
業 者 名	第 1 回	備 考	
(株)田邊建設	132,275,000 円	(落)	
(株)井原組	135,300,000 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		